

宇城市学校給食センター調理等業務委託  
プロポーザル実施要項

宇城市教育委員会

令和6年7月

## 1 目的

この要項は、学校給食が教育の一環であることを理解し、安全安心な学校給食を安定的に提供し、民間事業者の優れた調理技術や衛生管理能力、業務の効率的な運営能力を積極的に活用するため、事業者の豊富な経験に基づく提案を受け、公募型プロポーザル方式による委託事業者の選定を実施する。

宇城市学校給食センターの給食調理及び配送等業務を委託する受託者を選定するに当たり、委託先となる事業者の募集選定手続きに関する必要事項を定めるものである。

## 2 業務委託の概要

### (1) 委託名

宇城市学校給食センター調理等業務委託

### (2) 業務内容等

別紙「宇城市学校給食センター調理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の  
とおり

### (3) 委託期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

ただし、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までを業務引継及び準備期間とする。

### (4) 施設の概要

施設名	宇城市学校給食センター
所在地	熊本県宇城市松橋町豊崎1528-1
供用開始年月日	令和3年8月1日
建物構造	鉄骨造一部2階建
延床面積	3,811.55㎡ (1階 2,451.02㎡) (2階 992.66㎡) (車庫棟 367.87㎡)
敷地面積	6,632㎡
システム	ドライシステム
調理食数	約5,200食
使用食器	PEN樹脂食器

### (5) 提案上限額

提案上限額については次のとおりとし、提案内容に関わらずそれぞれの上限額を超える提案は無効とする。

951,500,000円（消費税及び地方消費税含む。）

### (6) 提案見積金額

提案見積金額は、本委託業務5年間に要する費用（消費税を除く）を積算し、提案見積書（様式13）及び提案見積書に係る積算内訳書（様式13別紙）を提出すること。

### (7) 施設設備の使用

既存の施設設備を使用するものとし、原則として増改築、改造等は認めない。

(8) 給食実施回数

給食実施回数は年間200回を基準とし、年間業務実施計画に基づく数とする。なお、給食実施回数は、学校行事や臨時休校等緊急やむを得ない事情により変動する場合があるが、委託料の変動はないものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）は、参加申出書提出期限の日現在において、次の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 宇城市プロポーザル方式実施取扱要綱（平成22年宇城市訓令第6号。以下「要綱」という。）第6条第1項第1号から第3号の提案資格を有していること。
- (2) 上記要綱第6条第1項第2号における業務種別の登録は、給食業務とする。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続きまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされていないこと。
- (4) 学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食の受託実績を5年以上有していること、かつ同一メニューを1回5,000食以上提供した調理業務の実績が5年以上あり、かつ現在も同規模以上の調理業務を受託していること。
- (5) 過去3年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業処分を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 宇城市暴力団排除条例（平成23年宇城市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等及び第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (8) 法人格を有し、仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する単体企業であること。
- (9) 別紙「仕様書」の履行が可能であること。
- (10) 学校給食法及び学校給食関係法令を熟知し、学校給食の趣旨を理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
- (11) 他の提案者と資本関係及び人的関係がないこと。
- (12) 九州管内に本店又は営業所を有すること。

#### 4 実施スケジュール（予定）

項目	期日	提出資料
(1) プロポーザルの公表	令和6年7月22日(月)	
(2) 現地見学会申込締切日	令和6年8月2日(金)	様式2
(3) 実施要項等説明会及び現地見学会	令和6年8月9日(金)	
(4) 質問書の提出期限	令和6年8月14日(水) 午後5時まで	様式3
(5) 参加申出書提出期限	令和6年8月14日(水) 午後5時まで	様式1・4・5
(6) 質問に関する回答掲載期間	令和6年8月16日(金)～ 令和6年9月6日(金)	
(7) 参加資格者確認結果通知	令和6年8月21日(水)	
(8) 提案書等の提出期限	令和6年9月6日(金)	様式6～13別紙
(9) プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施	令和6年9月中旬予定	※別途通知
(10) 結果通知(受託候補者決定)	令和6年10月上旬予定	
(11) 契約に関する協議	令和6年10月中旬予定	
(12) 業務委託契約の締結	令和6年10月予定	
(13) 委託業務開始準備	契約締結後	
(14) 業務開始	令和7年4月1日	

※受付等は、宇城市の休日を定める条例第1条に規定する休日には行なわない。

#### 5 参加手続き

##### (1) プロポーザル参加申込み手続き等

参加を希望する事業者は、次のプロポーザル参加申出書等を宇城市教育部学校施設課学校給食係（宇城市学校給食センター）まで期限内に提出すること。

なお、参加申出書等の提出をもって、実施要項等の記載内容に同意したものとする。

##### ア 提出書類

- (ア) 様式1 公募型プロポーザル参加申出書 原本1部
- (イ) 様式4 会社概要書 原本1部
- (ウ) 様式5 業務実績書 原本1部
- (エ) 業務概要がわかる契約書の写し及び提供食数がわかる仕様書等の写し
- (オ) 国税及び地方税の滞納がないことの証明書（納税証明書の写し）（提出期限から遡って3ヵ月以内に発行されたものに限る。）
- (カ) 登記事項証明書の写し

##### イ 受付期間

令和6年7月22日(月)～令和6年8月14日(水)  
土日、祝日を除く午後5時まで（必着）

ウ 提出先

〒869-0542 熊本県宇城市松橋町豊崎1528番地1  
宇城市 教育部 学校施設課 学校給食係（宇城市学校給食センター内）

エ 提出方法

持参又は書留郵送

(2) 質問受付

実施要項等に関する質問の受付期間は、4実施スケジュールによるものとする。質問内容は質問書（様式3）にて、電子メールにて提出すること。提出した場合、必ず電話で着信を確認すること。質問に対する回答は、令和6年8月16日（金）までに回答する事とし、宇城市ホームページにて公表する。

ア 提出先

担当部署のメールアドレス gakkoshisetsuka@city.uki.lg.jp

(3) 現地見学会

ア 日時

令和6年8月9日（金）（時間は参加希望者に別途通知する）

イ 場所

熊本県宇城市松橋町豊崎1528番地1 宇城市学校給食センター

(ア) 1事業者2名以内とする。

(イ) 参加者は1か月以内の検便（赤痢菌・サルモネラ族菌・腸管出血性大腸菌血清型0-157）の検査結果を見学会当日に提出すること。また清潔な衣服（白衣、マスク、帽子）調理用靴2足（汚染区用、非汚染区用）を用意すること。

(ウ) 見学会では質問の受付はしないので、質問がある場合は質問書（様式3）により質問すること。

(エ) 現地見学会の参加希望者は、令和6年8月2日（金）午後5時まで（必着）に現地見学会参加申出書（様式2）を郵送又は持参し宇城市教育部学校施設課学校給食係へ申し込むこと。

(オ) 開催日時以外の現地見学会は行わない。

6 提案書について

(1) 課題項目は別紙課題項目参照

(2) 提出書類（提出書類一覧表は宇城市ホームページに掲載）

ア 様式6 提案書

イ 様式7 学校給食業務実績書

ウ 様式8 学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書

エ 様式9 業務実施体制に関する提案書

オ 様式9別紙 配置予定業務責任者調書

カ 様式10 安全衛生管理に関する提案書

キ 様式11 危機管理方針に関する提案書

ク 様式12 追加提案書

ケ 様式13 提案見積書

コ 様式13別紙 提案見積書に係る積算内訳書

(3) 受付期間

令和6年9月6日(金)午後5時(必着)

(4) 提出部数

ア 様式7～12 8部

イ 様式6、様式13～13別紙 1部

(5) 提出先及び提出方法

5参加手続き(1)ウ、エによる。

7 選考審査

(1) 審査方法

審査は宇城市学校給食センター調理等業務委託プロポーザル評価委員会が行い、提案書提出者の本事業に対する理解度及び取組み意欲並びに別紙提案書評価基準に基づく評価事項等により受託候補者を選定する。

(2) 審査

評価委員は、提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。

評価点は満点を100点とし、最高及び最低点を除いた各委員の評価項目の合計を評価委員数で除し、小数点第2位以下を四捨五入した点数を提案者ごとに算出する。

ただし、最高点の者が複数いる場合は、見積額以外の評価項目が全提案者の平均点以上かつ提案金額の安価な者を、受託候補者として選定する。なお、それでも決定しない場合は、評価委員長の最高点の者を受託候補者として選定する。

本プロポーザルの審査における最低基準点は60点とし、評価点がこれを下回る者は受託候補者とはなれない。

ア プレゼンテーションの具体的な内容

(ア) 提案書の内容に関する説明

(イ) 提案書及びプレゼンテーションに対する評価委員会のヒアリング

(ウ) 開催日時・場所等については、文書により通知する。

(エ) 所要時間は、プレゼンテーションとヒアリングを含めて50分間

【概ねの時間配分】

・プレゼンテーション及び補足説明40分以内(準備、片付けは除く)

・ヒアリング10分程度

(オ) 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングに出席する提案者は3名以内とする。

なお、本業務責任者として配置予定の者は、必ず出席すること。

(カ) OA機器の使用について

プレゼンテーション時にOA機器を使用する場合は、あらかじめ申出を行うこととする。ただし、宇城市教育部学校施設課学校給食係で準備できるものはスクリーンのみとする。パソコン及びプロジェクター等は、各自が持参することとする。

イ その他

(ア) 提案書は、提出後の差し替え、追加及び再提出は認めない。

### (3) 提案資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- イ 参加資格を有しない者が提出したとき。
- ウ 提出した書類等に虚偽の記載があるとき。
- エ 他の提案者と提案の内容、又はその意思について相談を行ったとき。
- オ 評価の公正性に影響を与える行為があったとき。
- カ その他、評価委員会が不適格と認めたとき。

### (4) 審査結果について

#### ア 審査結果の通知

審査結果については、評価委員会終了後、参加者全てに対して次のとおり通知する。

- (ア) 受託候補者として選定された者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。
- (イ) 受託候補者として選定されなかった者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。
- (ウ) 上記(イ)の通知を受けた者は、その通知をした日から起算して5日以内（土日、祝祭日を除く）に、書面（A4版様式任意）により、宇城市に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (エ) 上記(ウ)の受付場所は宇城市教育部学校施設課学校給食係とし、受付時間は午前9時から午後5時（土日、祝祭日を除く）までとする。
- (オ) 上記(ウ)に対する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日以内（土日、祝祭日を除く）に行うものとする。
- (カ) 受託候補者が契約の締結までに参加資格を満たさなくなった場合、7-（3）に定める失格事項に該当することが判明した場合、又はその他の理由において契約ができない場合は、当該審査結果を取り消すこととする。

また、受託候補者は、契約が締結できないことが明らかになった時点で、速やかにその旨と理由を記載した書面（A4版様式任意）を、事務局まで持参すること。

- イ 本プロポーザルの選定結果について、次の事項を市ホームページ等で公表するものとする。

- (ア) 業務名
- (イ) 受託候補者の所在、名称及び代表者氏名
- (ウ) 受託候補者の総得点
- (エ) 提案者総数
- (オ) その他必要な事項

## 8 契約について

### (1) 契約の手続きについて

- ア 市と受託候補者は、委託業務に係る内容を確定させたうえで契約を締結する。
- イ 契約手続きは、宇城市契約事務取扱規則（平成17年1月15日 規則第46号）の定めるところによる。

(2) 契約方法について

本業務実施にあたっての契約は、随意契約とする。

(3) 契約の保証について

受託候補者は、契約締結時まで、宇城市契約事務取扱規則第22条により契約保証金を納めなければならない。

(4) 保証人について

宇城市契約事務取扱規則第23条により契約の履行を保証する者をたてること。なお、保証人は契約の相手方と同等以上の資力を有し、かつ、契約の履行能力を有する者であること。

9 その他について

(1) 提出書類の取扱いについて

ア 提出された提案書等は、返還しない。

イ 提出された提案書は、本件審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

ウ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、提出された書類は、宇城市情報公開条例（平成17年1月15日 条例第10号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。

(2) 提出書類の作成及び提出に関する費用について

提出書類の作成及び提出、その他の提案協議に関する一切の費用については、市は負担しないものとする。

(3) 業務等の変更及び中止について

今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可効力により、本市は業務及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。本契約締結までに変更又は中止の事態に至った場合、本市は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。

(4) その他

ア 関係法令等の遵守

受託候補者は、関係法令等を遵守すること。

イ 業務の一括再委託の禁止

受託候補者は、受託候補者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、ボイラー管理にかかる業務については、書面で市の承認を得た場合に限り委託することができる。

ウ 個人情報保護

受託候補者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

エ 守秘義務

受託候補者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用できないこととする。また、委託業務終了後も同様とする。